

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL.info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

平成 29年障害者雇用状況 12月12日公表

今回の通信では厚生労働省が毎年集計をしている、「障害者雇用状況」の集計結果が12月12日に公表されましたので、集計結果のポイント等をご紹介します。

集計結果の主なポイント <民間企業> (法定雇用率 2.0%)

●雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

- ・雇用障害者数は49万5,795.0人、対前年4.5% (2万1,421.0人) 増加
- ・実雇用率1.97%、対前年比0.05ポイント上昇
- 法定雇用率達成企業の割合は50.0% (対前年比1.2ポイント上昇)



民間企業における雇用状況としては、障害者の雇用義務がある企業に雇用されている障害者の数は495,795人で、前年比4.5%(21,421人)増となり、14年連続で過去最高となりました。

詳細の内訳としては、

- ・身体障害者は333,454人(前年比1.8%増)、
 - ・知的障害者は112,293.5人(前年比7.2%増)、
 - ・精神障害者は50,047.5人(前年比19.1%増)と
- いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きい結果となりました。精神障害者の伸び率が大きくなった背景としては、平成30年4月より精神障害者の雇用が義務化されることが影響しています。企業規模ごとの結果を見ると実雇用率は企業規模が大きくなるにつれて上昇する結果となりました。

企業規模別 実雇用率



平成 30年4月 法定雇用率が変更されます

現在の法定雇用率：2.0% ⇒ **平成30年4月：2.2%**

※平成33年4月までには法定雇用率を2.3%に引き上げることも決定しています。

●法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない企業の範囲も変更になります

現状50人以上の企業 ⇒ **平成30年4月：45.5人以上の企業**

平成30年4月は法定雇用率の変更によって45.5人以上の企業は障害者の雇用義務が発生しますので、今のうちから対応を検討されることをお勧めします。



年末年始休業：2017年12月29日(金曜日)～2018年1月4日(木曜日)

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。